

# 青森県報

第六百十五号

令和五年  
五月二十六日  
(金曜日)

## 目次

### 訓 令

○青森県元気な地域づくり支援事業費補助金の交付に関する事務の地域県民局長への委任等に関する規程の一部を改正する訓令……………

(地域活力  
振興課) …… 一

### 告 示

○クリーニング業法によるクリーニング師の研修及び業務従事者講習の指定……………

(保健衛生課) …… 二

○特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………

(水産振興課) …… 三

○漁船保険付保義務の消滅……………

(三 八 地 域  
民 局) …… 三

○漁船保険付保義務の発生……………

( 同 ) …… 三

### 公 告

○特定漁港漁場整備事業計画の案の縦覧……………

(漁港漁場  
整備課) …… 四

○特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………

(整備企画課) …… 四

### 出先機関

○土地改良区の役員の退任……………

(東 青 地 域  
民 局) …… 五

○土地改良区の定款変更の認可……………

( 同 ) …… 五

### 監査委員

○包括外部監査の事務を補助する者の氏名等……………

(事 務 局) …… 五

## 公 営 企 業

○特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………

(病 院 局  
理 課) …… 五

## 訓 令

青森県訓令第十四号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

青森県元気な地域づくり支援事業費補助金の交付に関する事務の地域県民局長への委任等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年五月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県元気な地域づくり支援事業費補助金の交付に関する事務の地域県民局長への委任等に関する規程の一部を改正する訓令

青森県元気な地域づくり支援事業費補助金の交付に関する事務の地域県民局長への委任等に関する規程(令和二年五月青森県訓令甲第二十八号)の一部を次のように改正する。  
第二条に次の一号を加える。

四 令和五年度青森県元気な地域づくり支援事業費補助金交付要綱(令和五年四月十八日制定)に基づく補助金に係る補助規則及び同要綱の施行に関する事

### 附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

## 告 示

## 示

青森県告示第三百六十二号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の二第一項の規定によるクリーニング師の研修（以下「研修」という。）及び同法第八条の三の規定による業務従事者に対する講習（以下「講習」という。）を次のとおり指定したので告示する。

令和五年五月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 主催者の住所及び名称

東京都港区新橋六丁目八の二  
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

二 研修及び講習の名称

1 研修

(一) 令和五年度青森県クリーニング師研修（第一型）

(二) 令和五年度青森県クリーニング師研修（第二型（通信制））

2 講習

(一) 令和五年度青森県クリーニング業務従事者講習（第一型）

(二) 令和五年度青森県クリーニング業務従事者講習（第二型（通信制））

三 開催日時及び場所（第一型）

1 研修

日 時	場 所
令和五年七月三十日（日） 午後一時から午後五時まで	五所川原市一ツ谷五〇三の五 五所川原市民学習情報センター
令和五年八月二十七日（日） 午後一時から午後五時まで	弘前市大字末広四丁目一〇の一 弘前市総合学習センター
令和五年九月三日（日） 午前十時から午後五時まで （うち廃棄物の処理及び清掃に関する アピオあおもり	青森市中央三丁目一七の一 アピオあおもり

法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）に基づく特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を得るための講習（以下「特別管理産業廃棄物管理責任者資格取得講習」という。）の科目は、午前十時から正午まで

2 講習

日 時	場 所
令和五年七月三十日（日） 午後一時から午後五時まで	五所川原市一ツ谷五〇三の五 五所川原市民学習情報センター
令和五年八月二十七日（日） 午後一時から午後五時まで	弘前市大字末広四丁目一〇の一 弘前市総合学習センター
令和五年九月三日（日） 午後一時から午後五時まで	青森市中央三丁目一七の一 アピオあおもり

四 受講対象者

1 研修

(一) 原則として青森県内に所在するクリーニング所の業務に従事するクリーニング師（第一型）

(二) 青森県内に所在するクリーニング所の業務に従事するクリーニング師のうち第一型研修を都合により受講できない者（第二型（通信制））

2 講習

(一) 原則として青森県内に所在するクリーニング所又は無店舗取次店のクリーニング業務に従事する者（第一型）

(二) 青森県内に所在するクリーニング所又は無店舗取次店のクリーニング業務に従事する者のうち第一型講習を都合により受講できない者（第二型（通信制））

五 受講申込書の提出先

青森市堤町二丁目一六の一 理容会館一階

公益財団法人青森県生活衛生営業指導センター

六 受講料

1 研修受講料

- (一) 五千円（特別管理産業廃棄物管理責任者資格取得講習を含まないもの）
- (二) 八千円（特別管理産業廃棄物管理責任者資格取得講習を含むもの）
- (三) 三千円（特別管理産業廃棄物管理責任者資格取得講習のみのもの）

2 講習受講料 四千五百円

青森県告示第三百六十三号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十二条の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第五十五条の二第四項の規定により公示する。

令和五年五月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	区 域	区 分
下北郡大間町大字大間字七郎平一・二の一六 竹内 正弘 下北郡大間町大字大間字根田内八の一八四 伊藤 豊一	大間区域 大間漁業協同 組合の地区	総トン数十トン以上二十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としてまぐろはえなわ漁業
北津軽郡中泊町大字小泊字小泊五一三 奈良岡 栄美 北津軽郡中泊町大字小泊字大山長根八六の三 佐藤 英樹	小泊区域 小泊漁業協同 組合の地区	総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としてめばる刺網漁業

青森県告示第三百六十四号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十三条の二第一項第一号の

規定により、次の加入区においては、令和五年五月二十六日をもって指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したため、同条第二項の規定により公示する。

令和五年五月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

加入区の名称	階上	はちのへ	百石
--------	----	------	----

青森県告示第三百六十五号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第一百十二条第一項の規定による同意があつたと認められたので、同法第一百十二条の二第三項の規定により公示する。

令和五年五月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名	加入区の名称
三戸郡階上町大字道仏字小舟渡五七 黒坂 一男 三戸郡階上町大字道仏字神山九の二二 下道 徳治 三戸郡階上町大字道仏字浜久保一四の一〇三 玉川 正人	階上

八戸市大字湊町字繩張五	榎本 誠一	はちのへ
八戸市大字白銀町字右岩淵通一六の五	五戸 敏晴	
八戸市大字大久保字坂ノ脇一五の八	河村 吉則	
上北郡おいらせ町一川目三丁目七三の七六	沖田 民男	百石
上北郡おいらせ町一川目二丁目七三の二〇〇	工藤 徳康	
上北郡おいらせ町松原一丁目一六四	北向 清吉	

公 告

特定漁港漁場整備事業計画の案の縦覧

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第十七条第一項の規定により、三厩今別地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を定めたので、同条第四項の規定により、公告し、当該特定漁港漁場整備事業計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該特定漁港漁場整備事業計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、県に対し意見書を提出することができる。

令和五年五月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 縦覧に供する書類
- 二 縦覧場所
  - 三 厩今別地区特定漁港漁場整備事業計画の案
- 青森県農林水産部水産局漁港漁場整備課、外ヶ浜町産業観光課、今別町産業建設課
- 三 縦覧期間
  - 令和五年五月二十六日から同年六月十五日まで

四 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで  
ただし、外ヶ浜町産業観光課及び今別町産業建設課にあつては、その執務時間内とする。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第 三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和五年五月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 特定役務の名称及び数量
  - 青森県土木積算システム構築業務委託 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - 青森県土木整備部整備企画課
  - 青森市長島一丁目一の一
- 三 契約の方法
  - 随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
  - 令和五年五月十五日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
  - 一般財団法人日本建設情報総合センター
  - 東京都港区赤坂五丁目二の二〇
- 六 契約金額
  - 四千三百五十万五千元
- 七 随意契約の理由
  - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第二号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。
- 八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

### 出 先 機 関

#### 土地改良区の役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、青森北部土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和五年五月二十六日

東青地域県民局長 宇 野 武

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
理 事	鶴 谷 司	青森市大字後潟字大原六五	令和 五・四・三

#### 土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、蓬田村土地改良区の定款の変更を令和五年五月十六日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和五年五月二十六日

東青地域県民局長 宇 野 武

### 監 査 委 員

#### 青森県監査委員告示第七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年五月二十六日

青森県監査委員 竹 内 均  
青森県監査委員 川 嶋 由 紀 子

#### 一 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
小林 太郎	青森県弘前市大字和徳町五二
齊藤 貴彰	青森県八戸市南類家一丁目一五の六
鈴木 崇大	青森県弘前市大字城南五丁目三の二一
千田 泰士	青森県八戸市売市二丁目八の五
石動 龍	青森県八戸市大字河原木字小田上二二の四九

#### 二 包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

令和五年六月一日から令和六年三月三十一日まで

### 公 営 企 業

#### 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和五年五月二十六日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

- 一 特定役務の名称及び数量  
青森県立中央病院清掃作業等業務委託 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県病院局運営部管理課  
青森市東造道二丁目一の一 青森県立中央病院外来棟三階
- 三 契約の方法  
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日  
令和五年三月二十七日
- 五 落札者の名称及び住所  
株式会社東武  
宮城県仙台市青葉区立町一の二
- 六 落札金額  
年額二億千九百三十八万四千元
- 七 落札者を決定した手続  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者と  
したものである。
- 八 入札の公告を行った日  
令和五年二月十三日

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十八円九十銭